

論 説

第 62 回 IFA 総会

—無差別原則をめぐる議題 1 及びセミナーA における議論の紹介—

税務大学校研究部教授

岡 直 樹

◆SUMMARY◆

平成 20 年 8 月 31 日（日）から 9 月 4 日（木）にかけて、ベルギーのブラッセルで第 62 回 IFA（国際租税協会）年次総会が開催され、本総会に税務大学校研究部から松田教授及び岡教授が出席した。本総会における議題・セミナーのテーマは下記に示したとおり、最近の主な国際課税の諸問題を取り扱ったものである。

議題 1 国際課税の岐路に立つ無差別取扱いの原則

議題 2 国境を跨ぐ利子に対する課税の新たな傾向

セミナーA EU 加盟国の無差別取扱い原則の非 EU 加盟国への影響

B 公的機関と間接税

C EU の利子・貯蓄指令

D 国境を跨ぐ年金

E IFA/OECD 短期派遣

F 海外の裁判例の適用可能性

G 租税リスクの管理

H 国際課税における最近の進展

I IFA/EU 法人課税ベースの統合

J 納税者と税務当局一対立から協調へ

本稿は、岡教授が、分担した議題・主なセミナーについての議論のサマリーやポイント等を要約・解説し、さらに、必要に応じて若干の補足的又は追加的な論考を行ったものであり、前号（9 号）の松田教授の報告に引き続き掲載する。

（税大ジャーナル編集部）

目 次

はじめに	216
議題 1 (国際課税の岐路に立つ無差別条項)	217
(i) 無差別条項についての概念的・理念的整理	218
(ii) OECD モデル租税条約 24 条の各規定をめぐる問題	219
(iii) 租税条約以外の条約における無差別規定から得られる示唆等	222
(iv) 租税条約の無差別規定の設計における論点	223
セミナーA (EU における無差別原則の第三国への影響)	223
(v) EU 法に基づく基本的な自由	223
(vi) EC 法の無差別規定と租税条約の無差別規定の違い (主なもの)	224
(vii) EU 法と租税条約の関係を巡る問題 (MFN)	226
おわりに	226
資料 1 OECD モデル租税条約コメンタリ 2008 年改正 (本稿と関係する部分)	228
資料 2 Boake Allen 事件の概要	230

はじめに

2008 年 8 月末からベルギー (ブラッセル) で開催された第 62 回 IFA (国際租税協会) 年次総会においては、議題 1 (国際課税の岐路に立つ無差別条項) 及びセミナーA (EU における無差別原則の第三国への影響) として無差別原則を巡る問題に大いに焦点が当てられた。

なぜ国際課税の‘岐路’ (crossroad)なのか。無差別原則の問題に焦点があてられたのはなぜか。

短く言うと、無差別取扱いを徹底すると国際課税の枠組みが破綻しかねないおそれがあることと、これに対応して無差別取扱いの“不合理な” 拡張を制限しようとする動きの間の相克がある。さらにより大きな流れとして、資本輸出中立性から資本輸入中立性への転換もあるかもしれない。(この点については本稿の最後で触れる)。

我々は、国際課税の枠組みが、居住者・非居住者、国内源泉所得・国外源泉所得といっ

た区別に基づいて構築されていることをよく理解している。また、租税条約は相互主義に基づいて二カ国間で締結されてきた。

無差別取扱いは、クロスボーダ取引における中立性を保証しようとするものであるが、これを徹底していくと、現在の国際課税の枠組みとの間で衝突が起こる。

簡単な例で示そう。OECD モデル租税条約は国籍による差別的取り扱いを禁止している (24 条 1 項)。ある国の国内法が居住者と非居住者により異なった課税上の取扱いを行なう場合、居住者は多くの場合自国籍の者であり、非居住者は多くが自国籍以外の者であることから、無差別取扱いの理論を徹底すれば、居住による区別は国籍による差別を“間接的に” 行なったものあるいは“隠れた差別” (後述) を行なったものであるという主張になり、禁止される可能性がある。

こうしたことは、90 年代以降、EU 法の優位を背景に EU 法と矛盾する加盟国税法を排除することにより‘消極的’ EU 域内税制調和を推し進めたとされる欧州裁判所 (以下

「ECJ」)の租税事件に対する数多くの判例に具体的にみることができる¹

他方、OECDモデル租税条約2008年改正において、第24条についてのコメントリに無差別規定の解釈についての総則が挿入された。

例えば、「ある国の非居住者は主にその国の国籍をもたない者であるからといって、居住性に基づいて異なった取扱いをすることは間接的に同項の適用において言うところの国籍に基づく差別であると結論することはできない。」という一文が追加された(新パラ1)が、こうした動きは無差別取扱いの拡張に対する各国課税当局の強い危機感の現れであろう。

問題をさらに複雑にしている事情もある。それは、EU法の無差別原則と租税条約第24条の無差別規定の重複や両者間の先後関係、あるいは租税条約内における第24条の規定と他の規定の先後関係の問題である。

租税条約は、その標題が示すように、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止」を主な目的としている。

“無差別条項は租税条約において不可欠な構成要素とは言えないのではないだろうか。”

“無差別原則は租税条約における無差別取扱いのルールは、クロスボーダ取引における中立性をどう図るかについての加盟国の政策選択を反映している。”

議題1「国際課税の岐路に立つ無差別取扱いの原則」の議論は、このような問題提起のスライドから幕を開けた。

OECDモデル租税条約の構成をみてみよう。第三章(所得に対する課税)、第四章(財産に対する課税)、第五章(二重課税排除の方法)において限度税率など課税関係について直接命令したり禁止したりする規定が置かれている一方、無差別取扱(第24条)の規定は、相互協議(第25条)や情報交換(第26条)といった手続き的な規定と共に「雑則」(第六章)の中に‘ひっそり’置かれている。

無差別規定は、具体的な課税関係に関して何を命じ、何を禁止しているのだろうか。それはどのような場合なのであろうか。何と何を比べて差別・区別があると認定すべきなのだろうか。

議題1においては、(i)まず無差別規定について包括的な概念的整理が行なわれ、(ii)OECDモデル租税条約第24条の各項を巡る論点整理が行なわれた。そして、(iii)WTOなどの租税条約以外の条約における無差別規定からどのような示唆を得ることができるかについてふれた上で、(iv)最後にあるべき無差別規定の設計における論点について議論が行なわれた。

また、引き続いて行われたセミナーA(EUにおける無差別原則の第三国への影響)においては、(v)EU法における基本的自由、なかんづく非EU国との間でも適用がある資本移動・支払いの制限の禁止の規定に基づく無差別原則の非加盟国の納税者への適用の問題、(vi)EU法の基本的自由と租税条約第24条の無差別規定の内容の整理、そして(vii)EU法と租税条約の適用関係を巡る問題について検討された。

以上から分かるように、非常に広範囲な論点が議論されており、背景事情への深度ある理解が必要な内容も多い。それらのすべてについてここで十分包括的な紹介を行なうことは困難であるが、本稿ではおおむね当日の議事の順序にしたがって概要を紹介することとしたい。なお、わが国における示唆については、脚注²及び「おわりに」で簡単に触れる。

議題1(国際課税の岐路に立つ無差別条項)

無差別取扱いとは、具体的に何を命じ、あるいは何を禁止しているのだろうか。どのような納税者についての、どのような課税について保護(Protection)を与えようとするのであろうか。

議題1においては大きく4つの点が議論されている。

(イ) 無差別条項についての概念的・理念的整理

まず、具体的なEU法の規定、租税条約の規定からいったんはなれて、主に概念的・理念的な整理が行われた。

国際課税の文脈においては、大別して①非居住者の源泉地国における課税からの保護と、②居住者の国外源泉所得に対する課税からの保護の問題があるが、それぞれについて以下の論点がある。

(非居住者に対する無差別取扱い)

(1) まず、保護の範囲は納税者に対する直接的な差別が対象なのか、より広く間接的な差別取扱いも対象となるのかという範囲についての論点がある。

間接的な差別は保護の範囲を拡張することになる。例として、パネルからは、例えばある国の居住者の国外への利子の支払いの損金算入を認めない場合、これによってクロスボーダの中立性が間接的に“損なわれるとの指摘がなされた。しかし、これはその範囲が曖昧になる問題がある。

(2) 次に、保護の対象となる所得項目の範囲についての論点がある。具体的には、事業所得についての現行のOECDモデル租税条約による直接的な保護は、基本的に恒久的所得を通じた事業所得について対象としているが、保護の対象となる所得を給与所得、投資所得、譲渡所得に拡張し、これらのものについても純所得ベース(net)の課税を認めるかどうかという論点である。

なお、討議に参加したパネルメンバー(以下単に「パネル」と表記)からは、無差別取扱の規定を24条に置くのか、6条(不動産所得)や17条(芸能人)等に置くのかといった条約構成上の論点についても指摘がなされた。

6条や17条において、純所得についての課税の選択を認める規定を置いたり(米国モデル条約に例がある)、コメントリにおいて「所得」概念は原価や費用を控除した純所得を意味すると明示するといった選択肢の案が紹介された。なお、純所得課税の前提として、国外情報へのアクセスが重要であることが強調されていた。

(3)次に、人的控除など収益と直接しない人的控除(扶養控除等)への無差別条項の適用が認められるかどうかという論点がある。

パネルからは、全世界所得課税に服さない場合でも、一定の比率で人的控除等の恩典が認められるべきでないかという指摘があった。

最後に、無差別の適用を拡張していった場合、①隠れた差別(Covert discrimination)についてどう扱うかという問題、②最恵国待遇を供与すべきかと言う問題、に行き着くことについて検討が行なわれた。

パネルによれば、①”Covert discrimination”は、欧州裁判所(ECJ)の判例法で用いられた用語であり、意味は’covered’(隠れた)。間接的(indirect)あるいは極端な場合偽装した(disguised)といった意味合いが含まれる。これらにはニュアンスの違いがあるように思われる。

OECDモデル租税条約コメントリ2008年改正では間接的な(indirect)差別とされている。なお、後述するように、OECDはこのような形で無差別条項による保護の範囲を拡大することには反対の立場を明らかにしている。

無差別原則を’隠れた’差別に適用することは、中立性の理念の観点からは望ましいが、現行の租税条約の枠組みでは実務上の問題が多々ある。射程が明瞭でないので適用を巡り紛争を招きやすいおそれがある問題があることが指摘された。

②また、最恵国待遇については、二国間租

税条約がその基礎を置く相互主義との関係で問題があることや、場合により居住者より非居住者を優遇する結果を生むことが指摘された。

(居住者に対する無差別取扱い)

パネルからは、居住者が国外に投資を行なった場合、①源泉地国の課税が禁止されている場合には、無差別取扱いの危険もないし、控除を源泉地国と居住地国で2重に認める危険もないこと、②源泉地国の課税が禁止されていない場合、中立性確保の観点からは、居

住地国では二重課税の排除以外に何を認める必要があるかといった論点が指摘された。居住者に対する無差別取扱いが問題となる具体例としては、国外損失の控除、加速度償却等、インプテーションクレジット、連結課税ベースの扱いなどをあげることができよう。

パネルからは、この問題にはクロスボーダー取引にどのような中立性を求めるか、すなわち、資本輸出中立性と資本輸入中立性の何れを重視するかという政策選択の問題が大きく影響していることが指摘された。

図表 1：無差別条項についての概念的・理念的整理

無差別原則が適用される納税者	項目	論点
非居住者（源泉地国課税の問題）	直接的な差別の問題	・所得項目の問題：対象を PE の事業所得から給与所得、投資所得（Net 課税の選択）、譲渡所得に拡張すべきか。 ・原価以外の控除項目の問題。例えば人的控除等。
	間接的な差別の問題	・納税者以外の第三者（居住者）の取扱いの結果、非居住者が租税上不利をこうむるようなケース。こうしたものについてまで保護を与えるべきか。
居住者（国外源泉所得課税を巡る問題）	条約により源泉地国の課税が禁止	・投資所得のうち源泉地国免税のものについては、2 回控除される可能性はない。
	条約により源泉地国の課税権が留保	・資本輸出中立原則 vs 資本輸入中立原則。 ・国外所得への租税上の恩典供与の制限。（国外所得の控除、加速度償却、連結など。）

(出所) IFA 総会の議事等を参考に筆者が作成したもの。

(ロ) OECD モデル租税条約 24 条の各規定をめぐらる問題

次に、OECD における無差別原則を巡る作業について簡単な言及があった。

租税条約の無差別条項 (OECD モデル租税条約 24 条) の規定は、歴史的にその時々々の事情を背景に盛り込まれた、理論的整合性を欠いた規定の“寄せ集め”である。

OECD における見直し作業の第一段階として、現行の租税条約無差別条項の規定についてクラリファイする作業を行い、その結果が OECD モデル租税条約コメントリ 2008 年改正に盛り込まれたことが報告された。

今後フェーズ 2 として、あるべき租税条約

規定についての論点が包括的に検討することが予定されている。

EU 法の下での無差別がインバウンド及びアウトバウンドの両方を対象としているのと異なり、租税条約の無差別規定は基本的にインバウンドの投資等のみを対象としている点に留意しながら以下を読み進めてほしい。

(総則的なコメントリの追加)

OECD モデル租税条約コメントリ 2008 年改正は、総則的な解釈の明確化を行い、国籍無差別の解釈の“不合理な”拡大を強く牽制している³⁾。

無差別条項に関する 2008 年コメンタリ改正のポイント (その1) ⁴

=無差別の解釈についての総則的なコメントの追加=

①国籍のみを理由とした区別が禁止されるのであって、‘同様の状況にある’とは、その他のすべての要素が法律上も事実上も同じであること。(新パラ 1)

(注) なお、国籍無差別の適用における同様の状況の判定において、全世界所得に課税されるか国内源泉所得についてのみ課税されるかといった租税上の取扱いの違いが含まれることがありうる。新パラ 9 参照。

② “隠れた区別“(indirect discrimination) は対象とされないこと。例として、非居住者が一般に自国籍民以外であるとしても、非居住者に対する区別は隠れた国籍に基づく区別とはされないことをあげている。(新パラ 2)

③ “最恵国待遇”は適用されないこと。(新パラ 3)

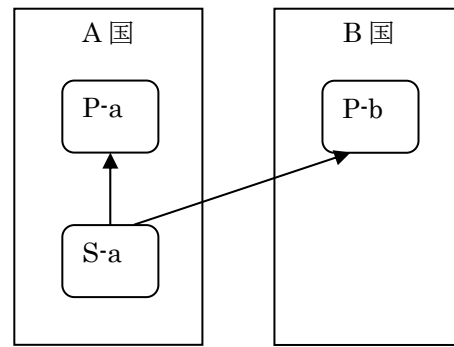
④他の条で明示的に取り扱われている場合、24 条の適用はないこと。(新パラ 4)

(国籍無差別)

第 24 条 1 項は、いわゆる国籍無差別について規定している。一方の締約国の国民は他方の締約国において ‘同様の状況にある’ 他方の締約国の国民と異なる又は重い要件や租税を課されることがないことを保障している。

パネルからは次の例に基づき説明がなされた。

図表 2 国籍無差別の検討



A 国で設立された子会社 S-a が A 国の親会社に支払う配当については課税が行なわれない一方、B 国で設立された法人 P-b に支払う配当については 5% で源泉徴収課税が行なわれる。

これは国籍に基づく差別的取り扱いに該当するのだろうか。2008 年コメンタリ改正は、次に述べるように、この問題について明確化を図っている。

無差別条項に関する 2008 年コメンタリ改正のポイント (その2)

=国籍無差別における “同様の状況” の解釈における要件の追加=

新コメンタリでは、国籍無差別の適用において、一定の場合には、‘同様の状況’ の判断に租税上の取扱いが含まれることが明らかにされた (新パラ 9)。

このことにより、自国籍の納税者とそれ以外の納税者の租税上の取扱いが異なる場合であっても (例えば米国の市民課税)、自国籍者は全世界所得に対して包括的に課税されることが根拠とされる場合には、両者は同様の状況にはないので国籍無差別に該当しないことについて明確化をしている。

しかし、上記コメントの適用にあたっては、パネルが指摘したように、ある制度の立法趣旨をどのようにして後日において確認す

るのかという疑問が残されているように思われる⁵。

(PE 無差別) ⁶

第 24 条 3 項は、PE 無差別と呼ばれる規定であり、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、‘同様の活動を行う’ 当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはないことを保障している。

パネルからは、近年の OECD の議論の結論（主なもの）として、①適正課税の担保のために、非居住者との取引についてのより厳格な情報義務等の賦課が許容されること（24 条コメンタリ新パラ 75）、②PE に対して源泉地国が認めるべき二重課税排除の範囲についての従来の解釈が再確認されたこと、について紹介された。

また、OECD モデルコメンタリ 2008 年改定においては、規制されている活動と規制されていない活動（例えば、いわゆる業法の対象になる銀行とそれ以外）や、あるいは主務官庁の監督に服する内国公益法人とかかる監督のない外国公益法人が同様の活動に該当しないことについて明確化が図られている（新パラ 38）

(支払先無差別)

第 24 条 4 項は、支払い先無差別について規定しており、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対する支払金については、課税上、当該一方の国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除することを保障している。

パネルからは、この規定をめぐっては、例えば、支払いの意義とは何かという問題があることが指摘された。一方の締約国が現金主義に基づく認定を行い、他方の締約国が発生主義に基づく認定を行う場合どのように扱うのかという問題である。

また、以下述べるように、支払先無差別による保護の範囲が情報アクセスにより影響される可能性について指摘がなされた。

無差別条項に関する 2008 年コメンタリ改正のポイント（その 3）

＝無差別取扱とより厳格な情報義務の関係＝

①同じ外国法人（非居住者）であっても、情報交換規定のある条約相手国の法人甲と、ない国の法人乙は、第 1 項（国籍無差別）という「居住者であるかないかに関し、同様の状況にある」とは言えない場合がある。なぜなら、net の課税所得の金額を検証するために必要な情報へのアクセスという観点で、乙は、居住者たる法人や情報交換規定のある甲と異なるからである（新パラ 22）

②「第 4 項（支払先無差別）は非居住者に対する支払いに関して追加的な情報義務を課すことを妨げるものではない。なぜならば、そのような要件は居住者に対する支払いと非居住者に対する支払いの間に同様な水準の法令順守及び検証を確保することを企図したものであるからである。」（新パラ 75）

(資本無差別)

第 24 条 5 項は、資本無差別について規定するものであり、一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の‘類似の他の企業’に課されている要件又はこれらよりも重い租税が課されることのないことを保証している。

パネルからは、資本無差別の射程を巡る議論として次の例が紹介された。

資本という概念のないパートナーシップにも保護されるかという問題である。ルクセンブルグ国内法は、ルクセンブルグパートナー

シップが LLC に改組された場合、ルクセンブルグパートナーについては改組により実現するパートナーシップの利益（含み益）についての課税繰り延べを認めている。ルクセンブルグパートナーシップのベルギパートナーが、課税繰延べの権利がルクセンブルグパートナーに限定されていることは資本無差別に抵触するとして争った事件において、ルクセンブルグの裁判所は、租税条約はパートナーシップの課税についての差別を禁止しているものであるが、各パートナーに対する課税については資本無差別の適用はないと判示している。

なお、パートナーシップには資本と言う概念がないことに着目しても、結論は同じになる。

次に、資本無差別の対象範囲が、源泉地国におけるある企業の課税そのものについてだけを対象とするのか、当該企業と関連する非居住者たる企業との関係についてまで及ぶのかという問題が取り上げられた。

ホスト国がグループ企業に適用される課税制度（連結納税、損失の移転の容認、課税繰り延べなど）を持つ場合、外資系法人にこれらの適用を制限することは、資本無差別により禁止されるのだろうか。

OECD モデル 2008 年コメンタリ改正では、資本無差別は源泉地国における企業の課税そのものみに適用され、関係する法人との取引には適用されないことについて明確化を図っている（新パラ 77）。

（無差別条項と他の条項の関係）

OECD モデル租税条約コメンタリ 2008 年改正により、第 24 条以外の条項で明示的に容認された取扱いが、24 条により禁止されると解釈してはならないことについて明確化されている。

具体的には、例えば関連企業に対する独立企業原則に基づく移転価格税制の適用（9 条、

11 条 6 項など）がある。

パネルからは、一方で第 24 条以外において明示的に規定がある以上そちらが優先されることは当然との指摘がなされた一方、他方ではコメンタリの立場はあいまいであり、例えば 11 条 6 項（移転価格税制）が優先適用されるべきなのであればその旨適用関係について明示的な規定が必要であるとの主張もなされた。

(A) 租税条約以外の条約における無差別規定から得られる示唆等

次に、WTO 等の他の条約における無差別規定の観察から得られる示唆等についての検討が行なわれた。

いくつかの国では憲法に無差別原則についての規定がおかれている。ただし、規定が具体的でないこともあり、そこから得られる示唆は限定的であることが指摘された⁷。

次に、WTO 等の貿易協定は、内国民待遇及（び最恵国待遇）を規定している。

「サービス貿易一般協定」（GATS）は、各国の租税当局が主張したにもかかわらず、条約の無差別原則について租税への一般的な適用除外（カーブアウト）は認められず、効率性や公平原則に基づく適用除外を認めることで決着している（GATS 第 14 条脚注）。

GATS はわが国など EU 域外国も含め広く適用があることから、重要な意味を持つ可能性があるが、パネルは租税との関係での適用例は多くないことを指摘するにとどまった。これは、今後追加的な授権がなされないないかぎり、WTO の紛争処理においては ECJ ほど無差別原則を拡張的に適用しないだろうという識者の見方とも一致している⁸。

しかし、WTO の紛争処理では、課税当局や租税専門家以外の者によって判断がなされることになることから、筆者は無差別原則の拡張的な適用がなされる潜在的な可能性という意味において侮れないのではないかと考えて

いる⁹。

さて、今回の IFA 総会のパネルが最も注目したのは、EU 法における無差別取り扱いである。EU 加盟国と OECD 加盟国は地理的に重なっていることもあり、租税条約の無差別条項の検討においても参考になる。

ただし、EU 法から租税条約の無差別条項への示唆を考えると、①EU 法における無差別の理念は単一市場の実現という政策目標と密接に関係していること、②このため EU 法の無差別は包括的である一方、租税条約第 24 条の規定は対象を限定して規定されていること、また、③EU 法に基づく無差別は最終的には単一の法廷 (ECJ) によって解釈されることより裏打ちされていることについて留意が必要があることが指摘された。

(二) 租税条約の無差別規定の設計における論点

最後に、あるべき無差別規定の設計における論点について検討が行われた。

パネルからは、非常に粗々なものとした上で、OECD における検討においてとりあげられてきた項目について紹介された。

- ・ クロスボーダにおけるより広範囲な中立性を確保するものであること。
- ・ 課税権の配分を実質的に変更するものでないこと。
- ・ 各国の課税制度のハーモナイゼーションを前提とせず、各国の課税権を変更しないものであること。

また、検討にあたって考慮すべき論点としては以下がある。

- ・ 非居住者に対して、源泉地国においてより広範囲な保護を与えるべきか否か。
- ・ 居住者の国外源泉所得の課税についても対応すべきか否か。
- ・ ‘隠れた’差別に対応すべきか否か。
- ・ 異なった取扱いが正当化される場合とは何か。比較の基準は何であるべきか。

まず、非居住者に対する保護の拡大については、次の選択肢が示された。

選択肢 1：適当な情報交換を伴うことを前提として、給与所得、不動産所得、投資所得等についても無差別取り扱いの対象とし、純所得 (net) 課税や、居住者と同様の税率の適用を認容。

選択肢 2：国籍に基づく差別からの保護の徹底 (具体的には 24 条 1 項から居住性の違いに対する言及を削除することによる)。

選択肢 3：居住性に基づく差別を禁止する包括規定の導入。

また、居住者の国外厳選所得をめぐる保護の問題については、国外の損失の取り扱いや、国外資産に対する特別償却、税額控除の問題があることについて指摘された。

また、‘隠れた’差別に対応すべきかどうかという問題がある。これは、どこまで中立性を強調すべきかという問題である。

最後に、無差別取り扱いを拡張した場合、異なった取扱いが正当化される場合についても明らかにしておく必要があるが強調された。

その場合、租税条約の無差別規定の場合には欧州裁判所のような単一の裁判所や統一的な解釈がないことに由来した問題が顕著になると指摘された。

セミナーA (EU における無差別原則の第三国への影響)

(木) EU 法に基づく基本的な自由¹⁰

欧州共同体設立条約は、域内に境界のない単一市場達成のために、4 つの基本的自由 (= 無差別取扱い)、すなわち、

<p>EU 法の基本的自由</p> <p>①物の自由移動 (28、29 条)、</p> <p>②人の自由移動 (39 条)・設立の自由 (43 条)、</p> <p>③サービスの自由移動 (49 条)、</p> <p>④資本移動の自由及び支払制限の禁止 (第 56 条 1 項)</p>

について定めている。

EU法の基本的自由のEU域内の適用における特徴は、次のようなものである。

(移動の自由、設立の自由の適用)

①EU法の基本的自由は、域内においてEU市民や企業に直接適用されること。

②加盟国の国内法に優先して適用されること。

③対内取引(外国の国籍等を理由に差別取扱いの禁止)・対外取引(国内取引との差別取扱いの禁止)のいずれもカバーしていること。

(資本移動の自由・支払制限の禁止の適用)

④なお、資本移動の自由及び支払い制限の禁止(第56条1項)については、①～③に加えEU域外国との関係においても適用されることに大きな特徴がある。¹¹

事業への直接投資、不動産・証券投資、信用供与・貸付、保険、贈与、相続など、広範囲な取引が対象となる。

(域外国との間の取引への適用における射程)

EU域外の納税者は、EU域内におけるEU法による無差別取り扱いと同様の取り扱いをEU域外との取引にもそのまま適用(‘カーボンコピー’)することを求めて訴訟を提起しており、多くの裁判例が存在する。

これに対して、各EU加盟国政府及び学界の通説は無差別取り扱いの拡大的な適用に消極的な立場であるとされる。相互主義を前提としていないことや、単一市場と直接関係しないことがその理由である。ECJの判決が一般的な効力を持つことを牽制する意図もあると思われる。

最近のECJ大法廷判決(2007年12月18日。C101/05)は、これら2つの主張に対して折衷的な洗練された解決方法を示している。

すなわち、判決は資本移動の自由等を定めた56条1項の規定は原則としてEU加盟国間の場合と同様にEU非加盟国との間にも適用されるが、次の3つの例外があったとした。

①まず、EU法における資本移動の自由等以外の自由に関する条項も適用される場合、どちらの条項が適用されるかは、審査の対象となる国内法の規定の立法趣旨を考慮して決定される。

具体的にいうと、加盟国のある措置が、ある外資系子会社の支配株主(すなわち、当該子会社をどこにするかといった方針を決定することのできる株主)に対して適用されるものであった場合には、域内取引のみを対象とする設立の自由の規定(43条)のみが適用される。

他方、持ち株割合に関係なく適用される規定の場合、設立の自由に関する規定(43条)及び域外国との関係にも適用される資本移動の自由等に関する規定(56条)の双方が適用される。

②次に、58条に規定される適用除外にあてはまる場合である。58条は、加盟国が居住地・投資地の違いに基づき異なった租税制度を適用する権利や、国内法に租税回避否認措置を規定する権利を留保している。¹²

③また、いわゆるグランドファーザー条項の適用がある場合である。56条は、1993年12月31日において存在した制限を妨げることなく、事業活動への直接投資等に適用されることを規定している。

(A) EC法の無差別規定と租税条約の無差別規定の違い(主なもの)

EU法と租税条約に定める無差別取り扱いの原則の特徴的な違いは以下のように示すことができると思われる。

図表2 無差別取扱い：EU法と租税条約24条（特徴的なもの）

	EU法（欧州共同体設立条約） の無差別	租税条約（24条） の無差別
背景・理念	域内単一市場の実現 （物、ヒト、サービス及び資本の自由 移動というEUの政策の実現。欧州共 同体設立条約第3条1項(c)）	19世紀から国際的な課税関係におけ る原則として取り入れられてきた （OECDモデルコメンタリ新パラ6）。 統一的な原則を欠いた規定の寄せ集め （議題1におけるパネリストのコメン ト）。
適用範囲、根 拠規定	租税条約より包括的 モノ（28, 29条）、ヒト（39条）、サ ービス（49条）の移動、資本の移動及 び支払制限（56条1項）、設立の自由 （43条）の障害となる加盟国の措置 等。	租税条約で規定された項目についての 差別のみが対象。 すなわち国籍（1項）、PE（3項）、支払 先（4項）、資本（5項）に基づく差別 とされる締約国の措置等。
適用対象者	EUの国民、企業（43条）	締約国の居住者（個人・法人）（1条）
対内・対外取 引	対内取引、対外取引両方が対象	対内取引が対象
解釈の統一・救済	ECJの単一の司法審査に服する。	各締約国の司法審査に服する。（欧州域 内では、租税条約の無差別に関しECJ と国内裁判所の2つの救済チャンネルが ある）。
間接的差別	Covert な差別も対象とされる（ECJ 判例）	Indirect な差別は対象とされない（コ メンタリ新パラ1）
中立原則（よ り強調され るもの）	単一市場実現の観点から、資本労働輸 入中立性 ECJ の判例等において資本 労働輸入中立性（CLIN）が強調され ているとされる。（文末注15参照）	
異なった取 扱いが容認 される場合	一定の居住者・非居住者の違いに基づ く異なった取扱いや租税回避否認のた めの措置は容認（注）。ただし、認めら れる範囲は狭い（ECJ裁判例）。	「同様の状況にある」等について厳格 に解釈。無差別規定の拡張的な適用に は反対。（2008年にコメンタリに追加 された新パラ9、パラ47等）
その他	資本移動の自由（56条）は、域内の他EU 域外との間にも適用。（但し範囲につい て2007年12月18日ECJ判例 C-101/05参照）。	

（出所） 筆者が実験的に整理してみたもの。

（注） 欧州共同体設立条約58条は一定の国内措置について加盟国の裁量権を留保している。

また、パネルは、無差別取扱いについてのECJの裁判例と、各国の税務当局、裁判所の判断について検討した。

ECJは、たとえばシューマッハ事件¹³では人の自由移動の原則（EU法39条）に基づき

非居住者に対する人的控除の適用や純所得課税の容認等、無差別原則の適用を幅広く認めているが、EU域外の国においては、各国課税当局・裁判所とも無差別原則の広範囲な適用に慎重である（米国のField Service

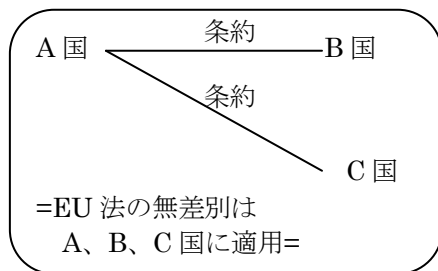
Advaiice 14.01.2000 など)。また、インプテーション制度は税制の首尾一貫性の観点から、国内の株主と国外の株主を異なって取り扱わざるを得ないが、これは EU 法の設立の自由の原則 (43 条) との関係で問題となる一方、租税条約第 24 条 5 項の資本無差別との関係が問題となる場合もある。例えばヘキスト事件及び Boake Allen 事件 (巻末資料 2) であることなどが紹介された。

更に、EU 域内各国は、租税条約の無差別条項の適用にあたり ECJ が認めるより広範な無差別取扱いに従う必要があるかどうかといった論点があることが指摘された。

(ト) EU 法と租税条約の関係を巡る問題 (MFN)

EU 加盟国間においては、最恵国待遇が認められるべきという主張がなされている¹⁴⁾。

図表 3 : 最恵国待遇 (EU 域内)



図表 3 において、EU 法に基づく無差別取扱い及び EU 域内国 A 国・B 国間の租税条約の規定及び A 国・C 国間の租税条約の規定が適用されている。

A 国・B 国租税条約に定める限度税率が、A 国・C 国租税条約に定める限度税率より低い場合、C 国の居住者は A 国において、EU 法に基づく無差別取扱いを根拠に A 国・B 国で租税条約に定める限度税率の適用を主張できるか否かという論点がある。

OECD モデル租税条約コメンタリ 2008 年改正は、租税条約の無差別条項は最恵国待遇を義務付けるものではない解釈を確認してい

る (新パラ 3)。

おわりに

本稿の冒頭で触れた、スライドにもどろう。

IFA 総会における無差別取扱いの議論は、“租税条約における無差別取扱いのルールは、クロスボーダ取引における中立性をどう図るかについての加盟国の政策選択を反映している。”との指摘から始まった。

今村隆教授は、ECJ の判決を巡る欧州の議論を紹介した論考の中で、「経済学においては、一般には、CIN (引用注：資本輸入中立性) は経済効率性に劣るとされ、CEN (引用注：資本輸出中立性) の方が望ましいとされているのに対し、EU における加盟国の主権を維持しつつ域内市場における無差別を実現しなければならないとの要請を満たす必要があるといえども、CIN が望ましいとされているのが注目される。アメリカでも CIN が見直されてきており、また、我が国においても、これまでは CEN が望ましいとされ、外国税額控除制度が採られてきているが、平成 21 年の税制改正で外国子会社配当益金不算入制度の創設に当たり、CIN への配慮も考えられているところである。このように CEN か CIN かという議論が世界的になされているところであり、EU における上記議論は参考になる。」と指摘しておられる¹⁵⁾。

日本でも 21 年度税制改正により外国子会社益金不算入制度の導入が提案されているほか、米国や英国でも同様の議論又は具体的改正が進行中であるなど、EU のみならず、巨大経済圏の国際課税制度において属地主義的な課税が検討がなされていることは、中期的にクロスボーダ所得課税の枠組みに非常に大きなインパクトを持つ可能性があるかもしれない。

2 つの中立性を巡る議論は、もとよりいずれか一方に決することのできる問題ではないとしても、わが国においても従来の資本輸出

中立性の重視から資本輸入中立性の相対的優位への変動を意味するのであろうか。無差別取扱いの観点からも影響があるのだろうか（例えば、筆者は外国子会社益金不算入制度は、内国法人間に認められている受取配当益金不算入を、外国法人からの配当にも無差別的に適用したものとみている）。

増井良啓教授は、ECJの判決についての米国の議論を紹介した論考の中で、ECJの議論は国際所得課税ルールの今後のあり方を考える上でかなり大きな意味を持つと認めた上で、「税制の調和化と各国の自立性のバランスをどうとるか、内外無差別や最恵国待遇は所得課税と親和的か、二国間租税条約と多国間条約のいずれが望ましいか、といった原則的な問題」があることに注目しておられる。また、「現行法人税制は、無差別原則をはじめとする通商政策の論理とあまりうまく接合していません」と述べ、国内税制の進化も必要ではないかと指摘しておられる¹⁶。

こうした意味あいにおいても、われわれはいま興味深い歴史的に大きな‘岐路’に立っていると言えるのかもしれない。

資料1 OECDモデル租税条約コメントリ2008年改正(本稿と関係する部分)

===2008年コメントリの概要===

24条(無差別取扱い)に関するコメントリに大幅な追加等が行なわれている。(パラ番号は全て新パラ)

(総則的な規定の追加)

次の解釈指針が全く新たにコメントリに追加された。(後述全文の仮訳も参照のこと)

- ・ 無差別条項の対象は直接的な差別であり、いわゆる'間接的差別'に拡張されない。(パラ1)
- ・ 無差別条項は加盟国に対して最恵国待遇を要求しない。(パラ2)
- ・ 無差別条項の適用の判断において、無差別条項が差別的取り扱いを禁止する要素以外の全ての要素について同一でなければならない。(パラ3)
- ・ 租税条約の他の条項で具体的な規定がある場合、そちらの規定が24条に優先して適用される。(パラ4)

(国籍無差別について)

- ・ 「同様の状況にある」の判定にあたり、租税上の取扱いが考慮される場合もありうることを明確化した。例えば、米国の市民課税の下では、米国市民たる非居住者と、米国以外の国民である非居住者は異なった課税上の取扱いを受けるため、両者は同様の状況にあるとはされない。(新パラ9)

(PE無差別について)

- ・ いわゆる業法の規制の適用がある活動とそうでない活動(業法規制を受けない資金の貸付)は同様の活動に該当し

ない。(パラ38)

- ・ PE無差別の規定は、PEの活動のみに適用され、他の法人との関係についてまで拡張して適用されることはない(例えば、連結納税制度、グループ内の損失移転制度、グループ内の資産の移転に対する課税繰り延べの制度。(パラ41))
- ・ 移転価格税制における独立企業原則の適用がPE無差別に抵触することはない。(パラ42)

PE無差別の規定が、ホスト国が内国公益法人や外国公益法人に対する優遇的な課税を行なう権利を損なうものではない。(パラ47)

(支払先無差別について)

- ・ 支払先無差別の規定は、追加的な情報義務を課すことを妨げるものではない。(パラ75)

(資本無差別について)

資本無差別の規定は居住者である企業に対してのみ適用され、その所有者との関係に拡張して適用されることはない(連結納税等の恩典の適用を認めるものではない)。

===24条コメントリ総則部分(仮訳)===

(パラ1)本条は、ある特定の状況(certain precise circumstances)における租税上の区別の排除について扱っている。租税制度はすべからず租税債務の違いや担税力の違いに由来する合理的な区別を含んでいる。本条に規定する無差別規定は、合理的に説明できない差別を排除する必要性と、合理的な区別について考慮する必要性との間のバランスを追及するものである。このため、本条の適用にあたっては、いわゆる'間接的'差別にまで行き過ぎて対象が拡張されるべきではない。例えば、国籍に基づく差別について扱っている第

1 項の規定により、例えば、個人についてその国が発行したパスポートを保持するかあるいは発給をうける権利があるかないかに基づいて異なった取引を行なうといったような、実際には国籍に基づく差別をそうでないように装ったことによる異なった取扱いは禁止される。しかし、ある国の非居住者は主としてその国の国籍をもたない者であるとの主張に基づき、居住性に基づいて異なった取扱いをすることは間接的(indirectly)に同項の適用にあたり国籍に基づく差別であると結論することはできない。

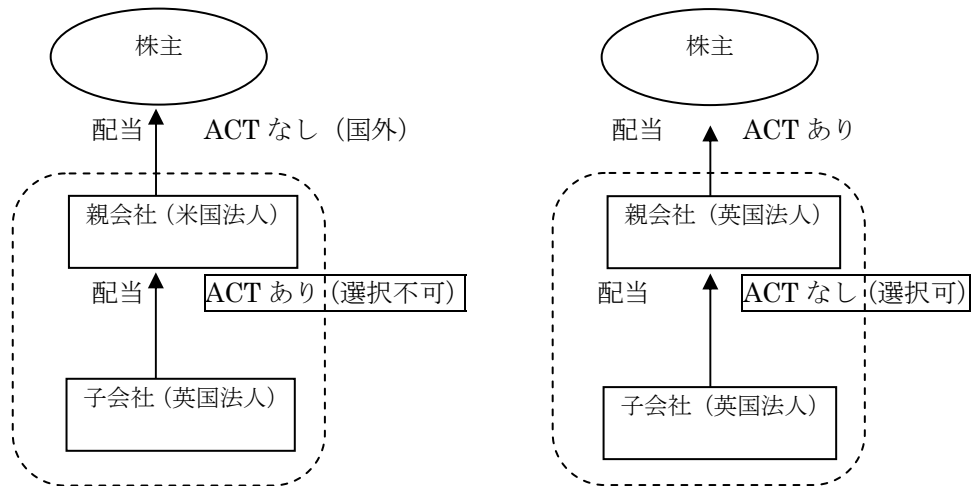
(パラ 2) 同様に、本条の規定が最恵国待遇を命じるものと解することもできない。ある国が、他方の締約国の国民又は居住者に対して租税上の恩典を供与する二国間又は多国間条約を締結した場合であって、その条約の締約国ではない第三国の国民又は居住者は、同様の無差別規定を含む租税条約が当該第三国と最初に述べた国の間に締結されていることを理由として、当該恩典の適用を主張することはできない。租税条約は相互主義の原則に基づいているものであり、一方の締約国から二国間又は多国間条約に基づいてその協定の他方の締約国の国民又は居住者にそれら両国の間に固有の経済関係を理由として供与される租税上の恩典は、一番最初に述べた国と第三国の間の租税条約の無差別条項の規定に基づいて第三国の居住者又は国民に拡張されて適用されることはない。

(パラ 3) 第 24 条の各規定は、特定の明確に示された理由(例えば、第 1 項の場合には国籍)のみに基づく異なった租税上の取扱を禁止している。したがって、各項の適用にあたっては、他の関連する要素は同一でなければならない。24 条の各規定は、異なった規定ぶりを用いることによってこうした結論を達成している。(例えば、第一項及び第二項にお

いては「同様の状況にある」であり、第三項においては「同様の活動を行う」であり、第五項においては「類似の他の企業」である)。同様に、同条は特定の理由にのみ基づいた差別を禁止することを目的としているが、外国籍の者、非居住者、他方の締約国の企業、又は非居住者に保有又は支配される内国企業に対して、国民、居住者、自国の企業又は居住者により保有又は支配される内国法人より有利な取扱いを提供することを目的としてはいない。(例えば後述パラ 34 参照)。

(パラ 4) 最後に、パラ 79 に例示されているように、本条の規定は、条約の他の条が命じている又は明示的に授權している措置が、それが、例えば非居住者への支払いについてのみ適用されるものであるとしても、本条の規定に抵触すると解されることのないよう、条約の他の条との文脈で解釈されるべきである。しかしながら、反対に、ある措置が本条の規定の違反を構成しないとしても、そのことをもって租税条約上容認されることを意味しない。その措置が条約の他の条項に抵触することはありうるのであるからである。

資料2 Boake Allen 事件の概要



英国においては、法人が株主（法人及び個人）に配当を支払う際に ACT（前払法人税）を納税することとされていた（1999年に廃止）。これは、いわゆるインピュテーション制度といわれるものであり、個人株主の場合自己の所得税から、法人株主の場合法人税（自己が配当を支払う場合の ACT）からそれぞれ税額控除できることとされていた。

ところで、連結所得計算(group income election)を選択した場合英国親会社に配当を支払う際に ACT の納付は不要だが、外国親会社に対する支払配当については選択を認めず、本則どおり ACT を納付する必要がある。本事件ではこれが租税条約 24 条 5 項の資本無差別により禁止されるかどうか争われた。

EU 法の下では、欧州司法裁判所において外国親会社が EU 域内に所在する場合、ACT 納付の免除が認められるべきかが争われ（ヘキスト事件。C-397and 410/98。ドイツ親会社について争われている）、欧州司法裁判所は 1991 年に上記取扱いは無差別(EU 条約 43 条の設立の自由) 違反になると判示している。

Boake Allen 事件は、同様のことが親会社が欧州域外である場合にも適用になるかどう

かが焦点の一つとなっている。

（なお、同様の訴訟を恐れた英国政府は判決を待たずに 99 年に ACT を廃止している。）

Boake Allen 事件においては、株主に対する配当支払い段階（上図では、米国親会社から配当が支払われるか英国親会社から配当が支払われるかの違い）での ACT 課税の有無と、無差別の判定の関係等が焦点となったが、納税者が上告して争われた最高裁判決において（House of Lords）、英国子会社が外資系子会社であることに基づく差別的取り扱いではないと判示している。

1 欧州裁判所（ECJ）の判例が EU 加盟国の国内法改正等に大きな影響を与えた例は 90 年代以降数多い。思いっくだけでも、ドイツが非居住者に人的控除等を認める改正のきっかけとなった 1995 年のシューマッハ事件（C-279/93。文末注 16）、イギリスがインピュテーションを廃止する改正のきっかけとなった 2001 年のヘキスト事件（C-397/98。文末資料 2）、グループ企業間の損失の通算の恩典を、英国で課税されない外国子会社の損失には認めない英国の制度が EU 法の設立の自由に違反するとされた 2005 年のマーク

ス・スペンサー事件 (C-446/03) 等がある。なお、欧州裁判所の判例の概要及びその評価については、例えば西山由美(後掲注 10)、今村隆(同 15)、増井良啓(同 16)の各文献が参考になる。

- ² 無差別原則を巡る議論は、欧州の議論であり、EU 域外国との関係にも適用される 56 条 1 項における投資家の立場に該当する場合はさておき(例えば Boake Allen 事件。巻末資料 2)、一般的に日本等非 EU 諸国にとっての影響は限定的との見方があり得ないわけではない。今回 IFA 総会においても、米国のパネリストは、IRS、財務省、米国の裁判所は無差別取扱原則の広い適用には消極的であることが報告されていた。筆者の知る限りわが国で無差別取り扱いによりクロスボーダー課税が争われた顕著な事例は見当たらなかった(外資系法人に対する源泉徴収課税が内国民待遇により禁止されると主張したものとして平 3.5.16. 裁決事例集 41 巻 255 頁がある)。
- ³ なお、筆者は、OECD が租税条約の解釈を明らかにしても、少なくとも EU 域内においては EU 法が優先してしまうので、実効性がないのではないかという疑問を持っている。この点についてはさらに検討が必要と考えている。
- ⁴ コメンタリ 2008 年改正については、巻末資料 1 も併せて参照のこと。
- ⁵ 立法趣旨の確認は国内法の文脈でも常に容易とは限らないのに、クロスボーダーの文脈で外国の立法趣旨を判断に持ち込むことは実務上容易なことではないだろう。
- ⁶ わが国の法人税法は、わが国に存在する外国法人の恒久的施設に対して外国税額控除を認めていない(法人税法第 69 条及び法人税基本通達 20-4-2 参照)。増井良啓教授は、このような状況が租税条約上の無差別条項に違反するかどうかについて検討し、「一般論として租税条約の PE 無差別条項は PE に対する外国税額控除の利用を命じているが、国外投融資所得について国内源泉所得の範囲から除外する日本国内法の現行ルールは二重課税排除措置を講じている範囲で無差

別条項に違反しないものとする。」と述べておられる。また、「外国法人の 1 号 PE の課税について帰属主義の方向で規定を整備し、その中で PE について外国税額控除を与える措置を、国内法上設けていくべきであろう(略) OECD で PE に帰属すべき利得について議論(引用注: AOA)が進んでいるいまこそ、このような方向に向けた立法が望まれる。」と述べておられる。増井良啓、「二国間租税条約における恒久的施設無差別の規定と国内租税法令における外国税額控除の人的範囲」(2007 年 12 月 COE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ)。インターネットで入手できる。

なお、AOA は「OECD 承認アプローチ」(Authorised OECD Approach)と呼ばれ、法的には独立した主体ではない支店を独立した主体と擬制するものである(恒久的施設の貸借対照表を作るイメージであろう)。

- ⁷ 租税条約以外の条約の規定する内国民待遇の規定の文言が具体的でないことも直接適用されない理由として指摘し得るだろう。例えば、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(昭 54.8.4 条約第 6 号)の差別禁止条項(第 2 条 2 項)の国内における直接適用可能性について、最一小判平元 3.2 判時 1363 号 68 頁は、「文理上自力執行的性格を有するか否か断定できず、(略)積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきと定めたものではないと解すべきこと」と判示し原告の主張を退けている。

- ⁸ Graetz&Warren 「Income Tax Discrimination and Political and Economic Integration of Europe」 114 Yale L.J. 1186 (2006)。後述する増井良啓教授の論考(注 16)で紹介されている。
- ⁹ 「サービス貿易一般協定」(GATS) 第 17 条は、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待遇を供与する義務を規定している。ただし、同協定第 14 条 1(d)において、「取り扱い

の差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効率的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、17条の規定に合致しない措置」を国内法で採用する一般的例外の権利について定められている。具体的には、14条(d)注において、非居住者・居住者の区分に基づく異なった取り扱いや、国内法に基づく租税回避否認規定があげられている。

¹⁰①EU法に基づく基本的自由(無差別取扱い)と加盟国税制の関係について概観した資料として、須網隆夫(早稲田大学法学部教授)「EC法と課税国税法 加盟国税制に対するEC法の規制」(JETRO ユーロトレンド誌 2002年3月号)を参考にした。インターネットで入手できる。また、②設立の自由(欧州共同体設立条約第43条)を巡るECJの判例(マークス&スパンサー事件等)を中心に紹介した論考として西山由美(東海大学法学部教授)「EU基本原則と国内法の調和」(山田二郎先生喜寿記念論文集)613頁がある。

¹¹ 欧州共同体設立条約第56条1項は、「本章に定める規定の枠内において、加盟国間及び加盟国と第三国との間の資本移動に対するすべての制限は禁止される」と規定している。また、同2項は「本章に定める規定の枠内において、加盟国あいだ及び加盟国と第三国との間の支払に関するすべての制限は禁止される」と規定しており、資本及び支払いの自由の規定はEUと第三国との間の資本移動や支払に対しても適用される。(訳は大沼保昭編「国際条約集」(2007 有斐閣)によった)。

¹² 欧州共同体設立条約第58条は次のように規定している(筆者による仮訳)。

(1項) 56条(訳注:資本移動の自由)の規定は、(a)居住の場所に関しあるいは資本の投資の場所に関して同一の状況にない納税者(taxpayers who are not in the same situation)を区別した(distinguish)加盟国の国内法の関連する規定を適用すること、(b)特に租税分野(略)において国内法の侵害(infringements)を防止するために

(略)必要な全ての措置を講じることについての加盟国の権利を妨げない。

(1項) 略 (本条約と適合的な設立の自由に対する制限の容認についての規定)

(3項) 略 (1項及び2項は、資本の自由移動及び支払い制限の禁止への恣意的な差別あるいは仮装的な制限の手段を容認するものではないことについての規定)

¹³ ECJの1995年2月14日判決。シューマツハ(Schumacker)事件において、ECJは、EU域内国Aの国民であり居住者である個人Xが、隣国であるEU加盟国B(具体的にはドイツ)で給与所得を得ている場合、人の自由移動の原則(現行の欧州共同体設立条約39条)に基づき、一定の要件を満たす場合にはB国は非居住者であるXに対して人的控除を適用することを命じた。その際にECJが示した要件は、XのB国から得る所得がXの総所得の事実上大部分を占めていること、A国における所得が人的控除の恩恵を受けられないほど小さいこと、である。なお、シューマツハ事件の舞台となったドイツは、判決を受けて国内法を改正している。納税者の総所得の90%以上がドイツで課税に服し、かつ、ドイツの課税に服さない所得が12000ドイツマルク(約6350ドル)を超えない場合には、ドイツ居住者に認められる家族に対する控除を非居住者にも認めることとしている。

¹⁴ 例えば、パネリストでもあったStervaas van Thiel教授の論考「Why the ECJ Should Interpret Directly Applicable European Law as a Right to Intra-community Most-Favored-Nation Treatment」(European Taxation June 2007号及びJuly 2007号)がある。

¹⁵ 今村隆「欧州裁判所を擁護して」(租税研究2009年3月号)。ECJがEU法に基づく無差別取り扱いを拡張的に適用していることについては、課税当局や学者から批判があるが、これに対してECJを擁護する立場から書かれた「欧州裁判所を擁護して」と題するヴァニステンデル教

授（欧州租税大学理事等）の論文の日本語訳及びコメントが収録されている。

- ¹⁶ 増井良啓「欧州裁判所の動向と法人税制の行方」（租税研究 2006年10月号）117頁。なお、増井教授は、グローバル化が進む中で、各国の税制当局にとって法人税課税の選択肢が限られてきていると指摘しておられる。具体例としてインビュテーション方式の退潮（増井良啓「第57回 IFA 大会の報告—会社と株主の課税を中心として」租税研究 649号 116頁参照）、直接投資に対する源泉地ベース課税の動き（組織再編についての移転価格税制や AOA の動き）租税条約によるロックイン効果（増井良啓「国際課税ルール of 安定と変動—租税条約締結によるロック・イン—」税務大 学校論叢四十周年記念論文集 335頁参照）をあげておられる（右は 2009年2月17日開催の租税論研究会シンポジウム「グローバル化と法人税改革」における増井教授の報告を参考にした）。